## 別記様式第10号(第27条関係)

記入例

届出先については、 「届出及び問合せ先」 参照

## 米穀の出荷又は販売の事業の開始届出書

令和○○年○○月○○日

○ ○ 農 政 局 長 沖縄総合事務局長 北海道農政事務所長

開始届は、事業開始日よりも前に提出してください。

「住所」について、法人の場合は謄本などで登記されている住所、個人の場合は住民票上の本人の住所です。また、「主たる事務所の所在地」は実際に本社業務を行っている住所です。ほとんどの場合、両者は同じですが、中には異なる場合(ペーパー会社など)もあります。

届出者 商号、名称 ○○米穀株式会社

氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇 (押印不要)

(法人にあっては代表者の氏名)

所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

電話番号(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇

米穀の出荷」な販売の事業を行いたいので、主要食糧の需給及び価格の安定に関する 法律第47条第1項の規定により、届け出ます。

主たる事務所の所在地

(郵便番号 ○○○-○○○)

○○県○○市○○町○○番地

電話番号(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇

事業開始予定時期

令和○○年 ○○月

当該年度の米穀の出荷予定数量若しく は販売予定数量又は前年度の米穀の 出荷数量若しくは販売数量のいずれか 大きい数量を記入。

届出時点での年間の出荷又は販売予定数量

約

〇〇〇精米トン

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 主たる事務所については、法人にあっては、本社業務を行っている住所とする。
- 3 事業については、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則第27条第1項に規定する数量以上を取扱う事業をいう。
- 4 出荷又は販売予定数量については、「精米=玄米×0.91」で換算する。